



平成30年6月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 当社子会社に対する  
訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ

当社が、平成30年3月7日付「(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起(控訴審)に関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. (以下、「GLH」)に対し、暫定的資産凍結命令の取り消しを不服とした控訴がされていることをお知らせしましたが、GLHを通じて、本日、当社に報告がありましたので、当該内容につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

J トラスト株式会社の子会社である J Trust Asia. Pte. Ltd. (以下、JTA) は、当社連結子会社 Group Lease PCL. (以下、GL)の転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、これまでもご説明しておりましたとおり、JTA は GL に対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。GL といたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTA は、GL 及び GLH 等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GL が健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL 及び GLH 等に対し損害賠償を求め、複数の国において訴訟を提起しておりました。

GL 及び GLH といたしましては、法廷で当社の正当性を主張すべく対応を進めており、平成30年2月23日には、JTA が取得したシンガポール共和国における、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対する、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止する命令が取り消され、一切の効力を消失させる判断が法廷で下されております。

その後、JTA は、当該初審での判決を不服として、当該暫定的資産凍結命令の取り消しの

棄却を求める控訴を提起しておりましたところ、本日当該控訴審について、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLH及び上記その他1社については全世界の資産、此下益司氏についてはシンガポール共和国内の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行している本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものです。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

なお、シンガポール共和国におきましては2審制となりますので、当該判決が最終結論となります。

## 2. 訴訟の相手方の概要

(1)	名称	J Trust Asia Pte. Ltd.
(2)	所在地	シンガポール共和国
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤澤信義

## 3. 本件の内容

GLHに対し提起されていた暫定的資産凍結命令の取り消しを不服とした控訴審につきまして、本日、改めてGLHに対し暫定的資産凍結命令が発令され、その範囲はGLHの全世界の資産が対象とされました。

## 4. 今後の見通し

当社グループといたしましては、現在判決の内容及び今後の対応を精査、検討している過程ではありますが、現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

本件につきましては、GL経営陣にも確認を行っており、当該資産凍結はGLグループの業務に特段の影響を与えることはなく、従来からの方針通りDigital Finance事業をアジア全域で進めていくとの説明を受けております

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以上